

四万十市立下田小学校いじめ防止基本方針

4 月 1 日

Ⅰ 基本方針の目的

(地方いじめ防止基本方針)

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、高知県におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。本基本方針は国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものである。

本基本方針において規定する内容のうち、県や各学校における基本方針の策定や組織体制の整備、重大事態への対処等に関する事項については、直接的には、県の行政機関や、県教育委員会が設置・管理する県立学校、知事が所轄する私立学校を対象としたものであるが、域内の市町村や市町村（学校組合）立学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に当たっても参考となるものである。

また、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項や、県が実施する施策に関する事項などについては、域内の市町村や市町村（学校組合）立学校を含めた県全体としての方向性や基本的施策を示したものである。

2 いじめの定義といじめに対する基本理念

(1) いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合ひであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行わなければならない。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにいじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。さらに、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

併せて、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(3) 基本方針の目標と取組の視点

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。県民一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、そういった学校の雰囲気や社会の風土を創っていかねばならない。

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとらわれるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止・対応・再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

本基本方針の目標は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、いじめの問題の克服を目指すことにある。また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な社会づくりにもつながっていくものである。そこで、以下の4つの視点を大切にしながら、いじめの防止等のための対策に県民総ぐるみで取り組んでいくことが必要である。

①子どもの変化に気付く力を高める

いじめの問題は、学校だけでなく起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得る。また、子ども同士の人間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。大人の人権感覚の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられる。

このようなことから、子どもに関わるすべての人々がしっかりとした人権感覚をもち、子どもの小さな変化に気付く力を身に付けることが必要である。

②子どもたちが「夢」や「志」をもてる社会づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会の一員としてよりよい社会をつくっていかうとする意欲や態度を育むことにつながる。

子どもたちが自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を進めるとともに、子どもたち一人一人の「夢」や「志」を応援する社会環境づくりが必要である。

③人と人との結び付きを強める

人と人との触れ合いを大切に、親しみやすく、心が温かいという県民性を、「高知県は、ひとつの大家族やき。」というキャッチフレーズでアピールした「高知家」。

このコンセプトに基づき、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めることが重要である。

④みんなで子どもを守り、育む

子どもに関わるすべての大人、すべての機関・団体が子どもを見守り、積極的、主体的に関わることで、子どものもっている能力や可能性を伸ばしていくことが重要である。

そのため、組織的な視点や連携・協働の視点をもって、地域ぐるみで子どもを守り、育てる体制づくりを進める必要がある。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

①いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、児童生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

学校は、教育活動全体を通じてすべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

②いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から把握されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

このため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが必要である。

また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をしっかりと見守り、子どもたちの様子が気になることがあればすぐに連絡できるような学校との連携体制を整備することも必要である。

③いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる加害児童に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するために適切に対応する必要もある。

このため、教職員は平素より、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④学校・家庭・地域の連携・協働

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携が必要である。例えば、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校評議員会、開かれた学校づくり推進委員会等を活用して、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について学校、家庭、地域が連携した取組を推進したりすることが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

このように、いじめを切り口に学校、家庭、地域の連携・協働のみならず、さらには、心豊かで安全・安心な社会づくりにつなげるために、地域社会の一員としての学校、子どもたちや教職員が、地域の行事や地域おこしの取組等、地域の活性化に向けた社会参画の動きを創り出し、地域ぐるみで子どもたちを守り、育て、伸ばしていく体制づくりも重要である。

⑤関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校の設置者及び学校と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。したがって、平素から、関係機関の担当者の連絡先の把握や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、高知地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ周知したりするなど、学校の設置者及び学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずにすべての当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、各学校の学校基本法の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を担う。

(1) 組織の役割

- ①いじめの防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証修正を行う。
- ②いじめの防止等の対策の取り組みに関するチェックシートの作成・検証・修正 (別紙)
- ③いじめに関する校内研修の企画、検討
- ④いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ⑤いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑥いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑦重大事故の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、生徒指導担当、保護者（PTA会長、副会長）、若草園園長、人権擁護委員からなるいじめ防止等の対策のための指導委員会を設置し、年3回の定例会、及び必要に応じて委員会を開催する。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、外部専門機関の助言を得るなどの手立てをとる。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門機関を加えるなどの方法によって適切に対応する。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」やQU検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。また、分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題

を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

(3) 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

(4) 児童生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を推進する。

(5) 校内研修の実施の促進

年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

(6) 教育相談、相談支援体制の整備

校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制を確立する。また、QU検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。また、気になる児童や相談のある児童に対し、後に学級担任により教育相談を行うことで、児童一人一人の理解に努める。また、スクールカウンセラーや支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(7) 縦割り班活動の実施

縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(8) 学校相互間の連携協力体制の整備

中学校や保育所と情報交換や交流学習を行う。

5 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康増進課、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) いじめの実態把握

年2回以上、「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、個別面談、日記や家庭訪問などの取組を組み合わせ、いじめの認知に努める。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

6 いじめに対する早期対応、措置

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応としていく。

(2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

(3) 職員等がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。なお、その業務は、他の業務に優先して行う必要があり、即日、当該情報を速やかに報告することとする。以下の対応を基本とする。

① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

② いじめの事実が確認された場合は、児童・生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) いじめが解消している状態の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

7 地域や家庭との連携

- (1) 児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関する家庭でのルールづくりを推進する。
- (2) 地域学校協働本部、放課後子ども教室・放課後児童クラブ等、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。
- (3) 学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページへ掲載する方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学式・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行うこととする。
- (4) 保護者からの相談を受け入れる体制づくりや地域の方々から通学時の様子を寄せてもらえる体制づくりも併せて行う。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文科学省）を参考として、適切に対処することとする。
- ②重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ③教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ④上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥報告や調査、調査を行うための組織、事実を明確にするための調査の実施等、可能な限り明確に行い、背景事情や児童生徒の人間関係の問題、学校や教職員の対応について把握する。

9 取組の評価

- (1) 学校評価の評価項目に「子どもたちは、のびのびと充実した学校生活を送っているか。」「子どもたちは自分の学級を楽しんでいると感じていると思うか。」「先生は、悩みや困ったことに気軽に相談にのっていると思うか。」を位置づける。
- (2) 毎年、いじめ問題への取組の実施について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。